

安芸市告示第4号

一般競争入札公告

安芸市議会WEBサイト運営業務委託について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月23日

安芸市長 西内直彦

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

安芸市議会WEBサイト運営業務委託

(2) 業務の内容

安芸市議会WEBサイト運営業務委託に係る仕様書による

(3) 申請期間

公告の日から令和8年2月2日（月）まで

(4) 入札日

ア 入札日時

令和8年2月17日（火）午後1時30分

イ 入札及び開札場所

安芸市役所 3階 第2委員会室

(5) この入札への参加者は、安芸市建設工事競争入札心得を了知すること。

(6) この入札は、入札参加資格を認めた者が1社の場合でも入札を行う。

(7) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

(8) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

2. 入札参加資格

入札参加者の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 安芸市入札参加資格者名簿（物品の製造 役務の提供等）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1

号)に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

(6) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。

3. 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（別紙1。以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAXで通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 申請書の提出期間

この公告の日から令和8年2月2日（月）午後5時まで

(2) 書類配布・提出場所

安芸市役所議会事務局（〒784-8501 安芸市土居82-1）

TEL 0887-35-1019 FAX 0887-35-1027

※ 書類の配付については、上記での直接配付のほか、市ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 提出方法

一般競争入札参加資格申請書は、上記提出場所に郵送又は直接持参するものとする。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は申請書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和8年2月5日（木）

(5) 参加資格がないとされた者に対する措置

2の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

(6) 入札参加資格の喪失

(4)の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあっては落札決定を取り消す。

ア 2の入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4. 仕様書の閲覧等

(1) 閲覧

仕様書は、市ホームページ上において閲覧することができる。

(2) 質疑応答

仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

ア 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市議会事務局へ持参又はFAXで送信すること。FAXによる場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。

イ 書面の受付期間は、この公告の日から令和8年2月2日（月）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、期日までにあったものは質問者にFAXで通知するとともに、入札参加資格ありと認めた者すべてにFAXで通知する。

（3）設置場所の確認

設置場所の下見を希望する場合は、あらかじめ議会事務局に申し出ること。

5. 入札方法等

- (1) 郵送による入札は認めない。
- (2) 入札時刻に入札会場にいない者について、入札参加を認めない。
- (3) 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (5) 入札書に記載する金額は、物品代、設置、配線工事、設定に係る費用の総額を記載しなければならない。
- (6) 安芸市建設工事競争入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。
- (7) 予定価格に達しない場合は、3回まで入札を行う。3回の入札で落札されない場合、最低価格の入札をした者から順次に随意契約の折衝を行うことがある。

6. 入札保証金

安芸市契約事務規則（平成11年規則第23号）第8条第2項各号に該当するときは、免除する。

7. 入札の無効

安芸市契約事務規則第20条各号に該当するときの入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

入札締め切り後、立会人の立会のうえ開札する。予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、最低価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として予定価格範囲内の次順位者を落札者とする。また、最低の価格が同額の場合、該当入札者に「くじ」を引かせ落札者を決定する。

9. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和 29 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (3) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (4) 落札結果については公表する。
- (5) 安芸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった場合、委託者はこの契約の変更又は解除を行うことがある。